

大情審答申第 446 号  
平成 30 年 3 月 28 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会  
会長 上田 健介

## 答申書

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第14号）による改正前の大阪市情報公開条例第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表1から別表5の（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

### 第1 審査会の結論

実施機関が行った別表1から別表5の（か）欄に記載の決定（以下「本件決定1」から「本件決定5」といい、あわせて「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公開請求

異議申立人は、別表1から別表5の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、別表1から別表5の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件請求1」から「本件請求5」といい、あわせて「本件各請求」という。）を行った。

#### 2 本件各決定

##### (1) 本件決定1、本件決定4及び本件決定5

実施機関は、本件請求1、本件請求4及び本件請求5に係る公文書（以下「本件文書1」、「本件文書4」及び「本件文書5」という。）を保有していない理由を別表1、別表4及び別表5の（き）欄に記載のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件決定1、本件決定4及び本件決定5を行った。

##### (2) 本件決定2及び本件決定3

実施機関は、本件請求2及び本件請求3に係る公文書（以下「本件文書2」及び「本件文書3」という。）を、別表2及び別表3の（き）欄に記載のとおり特定した上で、条例第10条第1項に基づき、本件決定2及び本件決定3を行った。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、別表1から別表5の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服

として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

### 第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表 1 から別表 5 の（け）欄に記載のとおりである。

### 第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表 1 から別表 5 の（こ）欄に記載のとおりである。

### 第 5 審査会の判断

#### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

#### 2 争点

本件各異議申立てにおける争点は、本件文書 1、本件文書 4 及び本件文書 5 の存否並びに本件文書 2 及び本件文書 3 以外に特定すべき公文書の存否である。

#### 3 本件文書 1 の存否について

本件文書 1 は、実施機関の職員が病院の医師と面談するために平成 25 年 1 月 15 日に行った市内出張（以下「本件出張」という。）の交通費の請求に係る文書である。

実施機関によると、本件出張に際して、当該職員の通勤経路の関係上、交通費の自己負担が生じていないため、当該職員が交通費の請求を行っていないことから、本件文書 1 をそもそも作成しておらず実際に存在しないとのことであった。

以上を踏まえると、本件文書 1 をそもそも作成しておらず実際に存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

#### 4 本件文書 2 以外に特定すべき公文書の存否について

本件文書 2 は、平成 27 年 7 月 2 日に開催された大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）において審議された諮問案件に係る不服申立書である。

異議申立人は、本件請求 2 において不服申立書以外に当該諮問案件に係る実施機関理由説明書も求めていたにもかかわらず、本件決定 2 において当該実施機関理由説明書が特定されていない旨、主張している。

しかしながら、実施機関によると当該実施機関理由説明書については、別途平成 27 年 9 月 11 日付け大総務第 e-153 号により部分公開決定を行っているとのことであった。

以上を踏まえると、当該実施機関理由説明書及び本件文書2以外に特定すべき公文書が存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

#### 5 本件文書3以外に特定すべき公文書の存否について

異議申立人が行った身体障がい者手帳交付申請に対する障がい認定における実施機関による障がい認定基準の解釈に関して、実施機関が平成25年12月12日付けで厚生労働省へ文書により行った照会（以下「本件照会」という。）について、厚生労働省から平成26年3月19日付けで電子メールにより回答（以下「本件回答」という。）があったが、本件文書3は、本件照会を行った際の決裁文書及び本件回答について異議申立人へ平成26年3月26日付けで情報提供（以下「本件情報提供」という。）を行った際の決裁文書である。

異議申立人は、本件請求3において本件照会に係る決裁文書及び本件回答に係る決裁文書を求めていたにもかかわらず、本件決定3において本件回答に係る決裁文書が特定されていない旨、主張している。

しかしながら、実施機関によると、実施機関が関係機関から回答を受けることは意思決定を伴うものではないことから、回答を受けることについて決裁を行うものではなく、本件回答についても同様に決裁文書は作成していなかったものの、本件情報提供に係る決裁文書中に本件回答が含まれることから、本件情報提供に係る決裁文書を本件請求3に係る対象文書として特定したとのことであった。

以上を踏まえると、本件文書3以外に特定すべき公文書が存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

#### 6 本件文書4の存否について

本件文書4は、異議申立人が行った身体障がい者手帳交付申請に対する障がい認定に関して、実施機関が異議申立人や厚生労働省の担当者で行ったやり取りの内容を記録した文書（以下「本件記録文書」という。）の作成に係る決裁及び本件記録文書に実施機関の職員の氏名及び厚生労働省の担当者の氏名を追記した文書である。

しかしながら、実施機関によると、本件記録文書は、組織内で情報を共有するために実施機関の職員が異議申立人や厚生労働省の担当者で行ったやり取りの内容を記録したものに過ぎず、そのような記録を作成することは意思決定を伴うものではないことから、実施機関は本件記録文書の作成に当たって決裁を行っていないとのことであった。

また、実施機関によると、本件記録文書には実施機関の職員の氏名及び厚生労働省の担当者の氏名が記載されていなかったことから、異議申立人は本件記録文書にそれらの者の氏名を追記することを求めたが、実施機関は本件記録文書にそれらの者の氏名を追記していないとのことであった。

以上を踏まえると、本件文書4をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

#### 7 本件文書5の存否について

本件文書5は、平成23年4月から平成23年10月までの間に心身障がい者リハビリテーションセンターが区役所へ身体障がい者診断書審査決定通知書（以下「審査決定通知書」という。）を送付した際の決裁文書である。

しかしながら、実施機関によると、平成23年10月以前については、審査決定通知書の送付が、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）第4条第1項ただし書に規定する「事案が軽微なもの」に該当し、公文書の作成が求められないものであると解していたことから、審査決定通知書の送付に係る決裁文書を作成しておらず、本件文書5は存在しないとのことであった。

なお、実施機関は、平成23年11月以降、審査決定通知書の送付は「事案が軽微なもの」であるとは言えず、決裁を行うべきと認識を改め、審査決定通知書を区役所へ送付するに当たっては決裁文書を作成しているとのことであった。

以上を踏まえると、本件文書5をそもそも作成しておらず実際に存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

## 8 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 上田 健介、委員 岡田 さなゑ、委員 久末 弥生

(参考) 答申に至る経過

平成27年度諮問受理第48号、平成27年度諮問受理第88号、平成28年度諮問受理第3号、平成28年度諮問受理第4号及び平成28年度諮問受理第5号

年 月 日	経 過
平成27年7月1日	諮問書の受理（平成27年度諮問受理第48号）
平成27年11月6日	諮問書の受理（平成27年度諮問受理第88号）
平成28年3月9日	実施機関からの意見書の收受（平成27年度諮問受理第48号）
平成28年4月28日	諮問書の受理（平成28年度諮問受理第3号）
平成28年5月9日	諮問書の受理（平成28年度諮問受理第4号及び平成28年度諮問受理第5号）
平成28年10月24日	実施機関からの意見書の收受（平成27年度諮問受理第88号）
平成28年11月22日	実施機関からの意見書の收受（平成28年度諮問受理第4号）
平成28年12月6日	調査審議
平成28年12月9日	調査審議
平成29年1月23日	調査審議
平成29年2月1日	実施機関からの意見書の收受（平成28年度諮問受理第3号及び平成28年度諮問受理第5号）

平成 29 年 2 月 2 日	調査審議
平成 29 年 2 月 22 日	調査審議
平成 29 年 3 月 10 日	調査審議
平成 29 年 5 月 19 日	調査審議
平成 29 年 6 月 7 日	調査審議 (実施機関の陳述 平成 27 年度諮問受理第 48 号、平成 28 年度諮問受理第 3 号、平成 28 年度諮問受理第 4 号及び平成 28 年度諮問受理第 5 号)
平成 29 年 7 月 10 日	調査審議
平成 29 年 10 月 11 日	調査審議 (審査請求人の口頭意見陳述)、審査請求人からの意見書の收受
平成 29 年 11 月 7 日	調査審議
平成 29 年 12 月 8 日	調査審議
平成 30 年 1 月 12 日	調査審議
平成 30 年 2 月 9 日	調査審議
平成 30 年 3 月 2 日	調査審議
平成 30 年 3 月 28 日	答申

別表1

(あ) 諮問受理番号	平成27年度諮問受理第48号
(い) 諮問	平成27年7月1日付け大福祉第1174号
(う) 請求日	平成27年1月19日
(え) 請求する公文書の 件名又は内容	H25. 1. 15福祉局リハセンの〇〇係長と厚生年金病院〇 〇医師の面談に係る〇〇係長の出張に係る交通費請求の記 録文書
(お) 担当	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
(か) 決定	平成27年2月2日付け大福祉第3702-2号による不存在に よる非公開決定
(き) 公開請求に係る公 文書を保有して いない理由	当該職員の通勤経路により、平成25年1月15日の出張にか かる交通費の負担は生じていないため、交通費請求に係る書 類をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため
(く) 異議申立て年月日	平成27年2月12日
(け) 異議申立人の主張	面談時に「ご近所ですね」との会話があった。「交通費の 負担は生じていない」とした理由は不自然です。通勤経路を 示す必要がある。
(こ) 実施機関の主張	交通費請求については、そもそも当該職員が交通費請求を 行っておらず、特定すべき文書が存在しないため、本件決 定1を行った。 なお、交通費請求を行っていない理由は本件決定1の決定 通知書に記載のとおり、当該職員の通勤経路の関係上、交通 費の自己負担が生じていないためである。

別表2

(あ) 諮問受理番号	平成27年度諮問受理第88号
(い) 諮問	平成27年11月6日付け大総務監第55号
(う) 請求日	平成27年8月28日
(え) 請求する公文書の 件名又は内容	H27. 7. 2開催の個人情報保護審議会に係る「不服申立書」と「実施機関理由説明書」。
(お) 担当	総務局監察部監察課
(か) 決定	平成27年9月11日付け大総務監第48号による部分公開決定
(き) 公開する公文書の 件名	不服申立書(平成24年6月12日付け)(平成24年5月30日付け大総務監第17号による部分開示決定に対する不服申立て)他9件
(く) 異議申立て年月日	平成27年10月8日
(け) 異議申立人の主張	<p>不服申立書と実施機関理由説明書をH27. 8. 28に公開請求したが非成していない実施機関理由説明書について、H27. 9. 11付で「不存在による非公開決定」を作成せず組織的にごまかそうとした。</p> <p>実施機関理由説明書を規則に違反し、H27. 9. 11付までに作成しなかったこと。</p>
(こ) 実施機関の主張	<p>本件請求2の内容は、平成27年7月2日に開催された審議会において審議された案件のうち、実施機関が諮問を行った案件に係る不服申立書及び実施機関理由説明書である。</p> <p>平成27年7月2日に開催された審議会では、総務局監察部監察課(以下「監察課」という。)が諮問を行った案件を含む複数の案件が審議されており、当該案件に係る部署において調整を行った結果、不服申立書及び実施機関理由説明書の原本を保有する所属がそれぞれ決定を行うこととし、不服申立書については不服申立てを受けた各所属が、実施機関理由説明書については、審議会事務局である総務局行政部行政課(情報公開グループ)(以下「情報公開グループ」という。)が、それぞれ決定を行うこととなった。</p> <p>したがって、監察課は、平成27年7月2日に開催された審議会において審議された案件のうち、監察課が諮問した案件に係る不服申立書を対象文書として特定し、本件決定2を行った。</p> <p>なお、平成27年7月2日に開催された審議会において審議された案件のうち、実施機関から審議会に提出された実施機関理由説明書については、平成27年9月11日付け大総務第e-153号により情報公開グループが部分公開決定を行っている。</p>

別表3

(あ) 諮問受理番号	平成28年度諮問受理第3号
(い) 諮問	平成28年4月28日付け大福祉第298号
(う) 請求日	平成28年2月26日
(え) 請求する公文書の件名又は内容	福祉局が行った厚労省への文書照会に対して文書回答があったものに係る「照会文書・回答文書とそれぞれの決裁文書」。ただし、H22年度以降に照会したもの。
(お) 担当	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
(か) 決定	平成28年3月11日付け大福祉第4539号による公開決定
(き) 公開する公文書の件名	平成25年12月12日付け「身体障害者認定基準」の解釈について（照会）の決裁文書と平成26年3月25日付け「身体障害者認定基準」にかかる情報提供についての決裁文書
(く) 異議申立て年月日	平成28年3月31日
(け) 異議申立人の主張	<p>厚労省への照会と厚労省からの回答に係る決裁文書を請求したが「情報提供についての決裁文書」が公開された。また、公開された「厚労省回答メール」は不当に黒塗りされており、決定通知書備考に「決裁時に黒塗り」とありリハセン所長を中心とした悪質な対応である。</p> <p>公開された文書の正当性が疑われ、条例規則等に違反している。</p>
(こ) 実施機関の主張	<p>異議申立人は、不服申立書において、「厚労省からの回答に係る決裁文書を請求したが、『情報提供についての決裁文書』が公開された」と述べているが、本件情報提供に係る決裁文書中に本件回答が含まれることから、本件文書3を特定の上、本件決定3を行ったものである。</p> <p>なお、本件回答の受け取りは意思決定を伴わないことから、実施機関は本件回答に係る決裁を行っていない。</p> <p>また、異議申立人は、不服申立書において、「公開された『厚労省回答メール』は不当に黒塗りされており」と述べているが、本件文書3において、本件回答にある個人情報部分を黒塗りした上で添付しており、本件決定3により黒塗りしたものではない。その旨は本件決定3に係る公開決定通知書の備考欄に記載して異議申立人に説明を行っている。</p>

別表 4

(あ) 諮問受理番号	平成28年度諮問受理第 4 号
(い) 諮問	平成28年 5 月 9 日付け大福祉第354号
(う) 請求日	平成28年 2 月 26 日
(え) 請求する公文書の 件名又は内容	H28. 2. 12付大福祉第4073号で公開された文書について ①この文書の決裁②だれが厚生労働省のだれと話したのか双方 の氏名を記入した修正文書
(お) 担当	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
(か) 決定	平成28年 3 月 11 日付け大福祉第4538号による不存在による 非公開決定
(き) 公開請求に係る公 文書を保有して いない理由	当該公文書についてはそもそも作成又は取得しておらず、 実際に存在しないため。
(く) 異議申立て年月日	平成28年 4 月 15 日
(け) 異議申立人の主張	市民へ送付した文書について決裁を行っていない。また、 関係者の氏名を故意にかくしている。 内容について責任の所在が不明で文書管理規則等に違反。
(こ) 実施機関の主張	<p>1 本件請求 4 のうち①に係る公文書について</p> <p>大阪市公文書管理規程第15条第 1 項において「事案の意思決定を行うときは、事務担当者が意思決定の方針を起案し、意思決定に関与する者…及び意思決定につき権限を有する者の決裁を受けなければならない」と定めてあるとおり、実施機関が決裁文書を作成しなければならないのは、意思決定を行うときである。</p> <p>ここで、本件記録文書は、組織内で情報を共有するために実施機関の職員が異議申立人や厚生労働省担当者との対応内容を記録したものに過ぎず、実施機関は本件記録文書の作成に当たっては意思決定を行っていない。</p> <p>したがって、実施機関は、本件記録文書を作成するに当たって決裁を行っておらず、決裁文書をそもそも作成していないことから本件決定 4 を行った。</p> <p>2 本件請求 4 のうち②に係る公文書について</p> <p>本件記録文書に厚生労働省へ照会を行った実施機関の職員の氏名及び厚生労働省の職員の氏名が記載されていなかったことから、異議申立人は、それらの者の氏名が記載された修正済みの本件記録文書を求めたものであるが、実施機関は、本件記録文書を修正しておらず、修正済みの本件記録文書をそもそも作成していないことから、本件決定 4 を行った。</p>

別表5

(あ) 諮問受理番号	平成28年度諮問受理第5号
(い) 諮問	平成28年5月9日付け大福祉第356号
(う) 請求日	平成28年2月29日
(え) 請求する公文書の件名又は内容	身体障害者手帳交付申請に係り、リハセンが作成した「身体障害者診断書審査決定通知書の決裁文書(区からの依頼から区への通知まで)の全部。ただし、H23年度に全区に通知したもののうち平成23年10月以前分。
(お) 担当	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
(か) 決定	平成28年3月28日付け大福祉第4775号による不存在による非公開決定
(き) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	当該公文書を作成しておらず、実際に存在しないため
(く) 異議申立て年月日	平成28年4月19日
(け) 異議申立人の主張	10月以前分の決裁について不作成としているのは規則等に違反があるだけでなく不自然である。 決裁文書を作成していないのは文書管理規則等に違反している。
(こ) 実施機関の主張	異議申立人は、区役所から大阪市社会福祉審議会の身体障害者福祉専門分科会審査部会(以下「審査部会」という。)に障がい認定に係る審議が依頼された案件について、平成23年度に福祉局心身障がい者リハビリテーションセンターから区役所へ送付された審査決定通知書の送付に係る決裁文書の公開を求めている。 しかしながら、平成23年10月以前については、実施機関は審査決定通知書の送付が審査部会における認定結果の連絡に過ぎず、公文書の作成が求められない「事案が軽微なもの」(大阪市公文書管理条例第4条第1項ただし書)であると当時は考えており、審査決定通知書の送付に当たって決裁文書をそもそも作成していないことから本件決定5を行った。 なお、実施機関において検討を行った結果、審査決定通知書の送付は「事案が軽微なもの」であるとは言えず、決裁を行うべきと認識を改め、平成23年11月以降、審査決定通知書を区役所へ送付するに当たっては決裁文書を作成している。

※ 別表1から別表5の(え)欄及び(け)欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。